

組織規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																																																														
<p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 7 条の 2 理事長は、必要と認めるときは、特に理事長が指示する事務を専管掌理させるため、顧問、<u>参与</u>及び担当局長を置くことができる。</p> <p>第 7 条の 3～第 9 条 (略)</p> <p>(足柄上病院)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="172 627 1285 768"> <tr> <td>医療局</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>婦人科</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>婦人科</u></p> <p>(1) 患者の<u>婦人科</u>の診療に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(精神医療センター)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="172 1262 1285 1402"> <tr> <td>医療局</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般医療部</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(がんセンター)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="172 1713 1270 1986"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td><u>乳腺外科</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>内分泌外科</u></td> <td></td> </tr> </table>	医療局	(略)	(略)			<u>婦人科</u>			(略)	医療局	(略)	(略)		一般医療部	(削除)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	病院	(略)	(略)	医療局	(略)	(削除)	<u>乳腺外科</u>		<u>内分泌外科</u>		<p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 7 条の 2 理事長は、必要と認めるときは、特に理事長が指示する事務を専管掌理させるため、顧問及び担当局長を置くことができる。</p> <p>第 7 条の 3～第 9 条 (略)</p> <p>(足柄上病院)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1374 627 2487 768"> <tr> <td>医療局</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>産婦人科</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>産婦人科</u></p> <p>(1) 患者の<u>産婦人科</u>の診療に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(精神医療センター)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1374 1262 2487 1402"> <tr> <td>医療局</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般医療部</td> <td><u>クロザピンユニット</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>クロザピンユニット</u></p> <p>(1) <u>クロザピン診療</u>に関すること。</p> <p>(がんセンター)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1374 1713 2472 1986"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>乳腺内分泌外科</u></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> </table>	医療局	(略)	(略)			<u>産婦人科</u>			(略)	医療局	(略)	(略)		一般医療部	<u>クロザピンユニット</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	病院	(略)	(略)	医療局	(略)	<u>乳腺内分泌外科</u>	(新規)		(新規)		<p><b>【第 7 条の 2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参与を設置するための改正</li> </ul> <p><b>【第 10 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦人科を婦人科に変更する</li> </ul> <p><b>【第 12 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の改正漏れの対応 (一般医療部クロザピンユニットの削除漏れ)</li> </ul> <p><b>【第 13 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「乳腺内分泌外科」を「乳腺外科」及び「内分泌外科」に変更する</li> <li>・「がんゲノム診療センター」「重粒子線治療センター」「新規治療</li> </ul>
医療局	(略)	(略)																																																														
		<u>婦人科</u>																																																														
		(略)																																																														
医療局	(略)	(略)																																																														
	一般医療部	(削除)																																																														
	(略)	(略)																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
病院	(略)	(略)																																																														
	医療局	(略)																																																														
		(削除)																																																														
		<u>乳腺外科</u>																																																														
	<u>内分泌外科</u>																																																															
医療局	(略)	(略)																																																														
		<u>産婦人科</u>																																																														
		(略)																																																														
医療局	(略)	(略)																																																														
	一般医療部	<u>クロザピンユニット</u>																																																														
	(略)	(略)																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
病院	(略)	(略)																																																														
	医療局	(略)																																																														
		<u>乳腺内分泌外科</u>																																																														
		(新規)																																																														
	(新規)																																																															

新		旧		改正理由等
	(略)		(略)	開発支援センター」を、課相当の組織として位置づけを変更し、記載順を変更する ・病院に「がん情報センター」及び「サルコーマセンター」を設置する ・センターに「研究支援センター」を設置する
(削除)		<u>がんゲノム診療センター</u>		
(削除)		<u>重粒子線治療センター</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>がんゲノム診療センター</u>		(新規)	
	<u>重粒子線治療センター</u>		(新規)	
(削除)	<u>新規治療開発支援センター</u>	<u>新規治療開発支援センター</u>	(新規)	
	<u>サルコーマセンター</u>		(新規)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>がん情報センター</u>		(新規)		
(略)	(略)	(略)	(略)	・財務経営課に「中期計画及び年度計画に関すること」を移管する ・機構他病院の総務課の分掌事務の並び順に合わせ、「広報に関すること」「人事に関すること」の記載順を変更する ・地域連携室から「都道府県がん診療連携拠点病院に関すること」を移管する ・「がんゲノム医療拠点病院に関すること」を追加する ・総務企画課から「中期計画及び年度計画
<u>研究支援センター</u>		(新規)		
2 (略)		2 (略)		
事務局		事務局		
総務企画課		総務企画課		
(1) 所の運営の調整に関すること。		(1) 所の運営の調整に関すること。		
(削除)		(2) <u>中期計画及び年度計画に関すること。</u>		
(削除)		(3) <u>広報に関すること。</u>		
(2) 印章に関すること。		(4) 印章に関すること。		
(3) <u>人事に関すること。</u>		(新規)		
(4) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関すること。		(5) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関すること。		
(5) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。		(6) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。		
(6) 所内の取締りに関すること。		(7) 所内の取締りに関すること。		
(7) 寄付又は贈与、ボランティア活動の調整に関すること。		(8) 寄付又は贈与、ボランティア活動の調整に関すること。		
(8) 訴訟に関すること。		(9) 訴訟に関すること。		
(9) 所内情報ネットワークの運営に関すること。		(10) <u>所内情報ネットワークの運営に関すること。</u>		
(10) <u>広報に関すること。</u>		(新規)		
(削除)		(11) <u>人事に関すること。</u>		
(11) <u>都道府県がん診療連携拠点病院に関すること。</u>		(新規)		
(12) <u>がんゲノム医療拠点病院に関すること。</u>		(新規)		
(13) <u>重粒子線治療施設の管理に関すること。</u>		(12) <u>重粒子線治療施設の管理に関すること。</u>		
(14) <u>職員の教育及び研修（看護局の所管に係るものを除く。）に関する</u> <u>こと。</u>		(13) <u>職員の教育及び研修（看護局の所管に係るものを除く。）に関する</u> <u>こと。</u>		
(15) <u>医療関係技術者の受入れ及び研修に関する</u> <u>こと。</u>		(14) <u>医療関係技術者の受入れ及び研修に関する</u> <u>こと。</u>		
(16) <u>図書室の運営に関する</u> <u>こと。</u>		(15) <u>図書室の運営に関する</u> <u>こと。</u>		
(17) <u>その他他の病院、研究所及び事務局の課の主管に属しない</u> <u>こと。</u>		(16) <u>その他他の病院、研究所及び事務局の課の主管に属しない</u> <u>こと。</u>		
財務経営課		財務経営課		
(1) <u>中期計画及び年度計画に関する</u> <u>こと。</u>		(新規)		

新	旧	改正理由等
<p>(2) 出納及び資金計画に関すること。  (3) 予算及び決算に関すること。  (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。  (5) 固定資産の減価償却に関すること。  (6) 物品の調達及び処分に関すること。  (7) 経営分析及び経営改善に関すること。  医事・診療情報管理課  (1) 診療費その他の収入の調定及び請求に関すること。  (2) 窓口徴収に関すること。  (3) 一般外来者等の受付及び患者の入退院事務に関すること。  (4) 施設基準適用の調整及び届出等に関すること。  (削除)  (5) 病歴管理に関すること。  (6) 診療記録の管理に関すること。  (7) 医療情報システムの整備及び運営に関すること。  病院  (略)  地域連携室  (削除)  (1) 地域医療連携の推進に関すること。  (削除)  (削除)  (2) 医療インバウンド（重粒子線治療を除く。）に関すること。  (略)  (削除)  (削除)  乳腺外科  (1) 患者の乳腺外科の診療に関すること。  内分泌外科  (1) 患者の内分泌外科の診療に関すること。  (略)  病理診断科  (1) 病理診断に関すること。  (2) 病理検査に関すること。  (略)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)</p>	<p>(1) 出納及び資金計画に関すること。  (2) 予算及び決算に関すること。  (3) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。  (4) 固定資産の減価償却に関すること。  (5) 物品の調達及び処分に関すること。  (6) 経営分析及び経営改善に関すること。  医事・診療情報管理課  (1) 診療費その他の収入の調定及び請求に関すること。  (2) 窓口徴収に関すること。  (3) 一般外来者等の受付及び患者の入退院事務に関すること。  (4) 施設基準適用の調整及び届出等に関すること。  (5) 院内がん登録に関すること。  (6) 病歴管理に関すること。  (7) 診療記録の管理に関すること。  (8) 医療情報システムの整備及び運営に関すること。  病院  (略)  地域連携室  (1) 診療情報の収集、分析に関すること。  (2) 地域の医療機関との連携調整に関すること。  (3) がんの診療及び研究の連携及び調整に関すること。  (4) 都道府県がん診療連携拠点病院に関すること。  (新規)  (略)  乳腺内分泌外科  (1) 患者の乳腺及び甲状腺の外科診療に関すること。  (新規)  (新規)  (新規)  (新規)  (略)  病理診断科  (1) 病理診断に関すること。  (新規)  (略)  がんゲノム診療センター  (1) がんゲノム医療の相談支援及び地域連携に関すること。  (2) がんゲノム医療に関する情報の収集及び管理に関すること。  (3) エキスパートパネルの運営に関すること。</p>	<p>に関すること」を移管する</p> <p>・新設するがん情報センターに「院内がん登録」業務を移管する</p> <p>・機構他病院の地域連携室の分掌事務に合わせた変更及び重粒子線を除く医療インバウンド（日本の公的医療保険に加入していない外国人患者への対応）業務を追加する</p> <p>・「乳腺外科」及び「内分泌外科」の分掌事務について記述</p> <p>・検査科から「病理検査」業務を移管する</p> <p>・課相当の組織として位置付けを改めるとともに、記載順を変更する</p>

新	旧	改正理由等
<p>(削除) (削除) (略) 検査科 (1) 各種の臨床検査(病理検査を除く。)に関する事 (略) がんゲノム診療センター (1) <u>がんゲノム医療の相談支援及び地域連携に関する事</u> (2) <u>がんゲノム医療に関する情報の収集及び管理に関する事</u> (3) <u>エキスパートパネルの運営に関する事</u> 重粒子線治療センター (1) <u>重粒子線治療に関する事</u> 新規治療開発支援センター (略) サルコーマセンター (1) <u>サルコーマの治療に関する事</u> (略) がん情報センター (1) <u>全国がん登録、地域がん登録及び院内がん登録に関する事</u> (2) <u>がん情報の発信に関する事</u> (3) <u>診療記録の管理(他課の主管に属するものを除く。)に関する事</u> (略) 研究支援センター (1) <u>臨床研究の支援に関する事</u> (略)</p> <p>附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p><u>重粒子線治療センター</u> (1) <u>重粒子線治療に関する事</u> (略) 検査科 (1) <u>各種の臨床検査に関する事</u> (略) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) <u>新規治療開発支援センター</u> (略) (新規) (新規) (略) (新規) (新規) (新規) (新規) (略) (新規) (新規) (新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理診断科に「病理検査」業務を移管する</li> <li>・課相当の組織として位置付けを改めるとともに、記載順を変更する</li> <li>・サルコーマセンターの分掌事務を記述</li> <li>・がん情報センターの分掌事務を記述</li> <li>・研究支援センターの分掌事務を記述</li> </ul>

令和5年3月22日  
 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事会  
 人事部

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正について

### 1 改正の目的

医療環境の変化に柔軟、かつ、迅速に対応できる組織体制の構築に向け、組織規程について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

所属名	理由及び内容	改正条項
本部	・ 県立病院機構の運営課題に対する助言を行う参与の新設に伴う改正	第7条の2
足柄上病院	・ 足柄上病院の産科を小田原市立病院に集約化することに伴い、令和4年度末をもって現行の標榜科「産婦人科」を「婦人科」に変更する。	第10条第1項 第10条第2項
精神医療センター	・ 過去の改正漏れの対応（医療局一般医療部クロザピユニットの削除）	第12条第1項 第12条第2項
がんセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「乳腺内分泌外科」を「乳腺外科」「内分泌外科」に変更する。</li> <li>・ 臨床研究支援のため、論文管理、英文化、研究費管理、利益相反など総合的サポートを行う「研究支援センター」を新設する。</li> <li>・ 全国がん登録、地域がん登録、院内がん登録を一元的に加工し、本県のがん情報として地域に発信していくため「がん情報センター」を新設する。</li> <li>・ サルコーマ（肉腫）の治療に向けて、複数診療科間の連携、治療法の決定に対応する「サルコーマセンター」を新設する。</li> <li>・ 検査科から病理診断科へ「病理検査」業務を移管する（分掌事務を変更する）。</li> <li>・ その他、分掌事務を整理する。</li> </ul>	第13条第1項 第13条第2項

### 3 改正内容

新旧対照表のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日